

名報

まえはし

6月1日

昭和52年(1977年)

第621号

発行・前橋市役所/編集・総務部秘書課/毎月1日・15日/昭和35年7月14日第3種郵便物認可(1部16円)

○ とじて保存しておいてください いつかまた お役にたつことと思います ○

水道を使つて豊かな生活

● 全国水道週間統一標語

水道の修理や新設



大切な水の源、敷島浄水場

現況と展望

前橋市の水道

水は、さまざまな分野で私たちの生活を支えています。特に飲料水としての水は、最も重要なものです。

前橋市の水道は、「水道ターン」のある敷島浄水場をはじめ、現在十カ所の水源から一日平均十万立方㍍

□ 水道施設の開放(1日~10日)
敷島浄水場をはじめ各水源地を開放し、みなさんに見ていただきます。水がどのようにくみ上げられ、どのように家庭へ送られるかを、直接あなたの目で見て「水」への認識を深めてください。

敷島浄水場、野中浄水場、下細井浄水場、問屋水源地、江木水源地、

□ 水道無料相談所を開設(1日~7日・午前7時~午後7時)

指定水道工事業者の所属組合の協力で、西武デパート北側入口で開設します。ふだん水道について

□ 水道の点検
困っていることの相談や、漏水しやすい蛇口のパッキンの取り替えや、凍結防止の方法、メーター器の見かたなどを指導します。

水道についての「無料相談所」を

週間中の主な行事

前橋の水道事業統計	
総人口	(52年3月現在)
総世帯数	二五四、四四九人
給水人口	七六、〇八四世帯
普及率	二四七、〇〇〇人
給水世帯数	七三、九一四世帯
給水量	一日平均給水量 九九、九二一立方㍍

水は限られた資源

水は限られた資源です。まず、私たちの一番身近な家庭での水の節約も、資源の節減に十分役立つことができます。

水道の蛇口からボタリ、ボタリと漏れている水も、一日分ためる約五十リットル、ペケツ五杯分にもなります。ご家庭の蛇口を点検して、水漏れがあつたらすぐ修理しましょう。自分でできないときは、市の指定水道工事業者へ依頼します。係員が点検に伺った際には、よろしくご協力ください。

水道局からのお願い

『水道を正しく使って豊かな生活』を全国統一標語として、きょう一日から七日まで「全国水道週間」が実施されます。市水道局では、この週間中、市民のみなさんに「水道」を認識していただき、毎日の生活の中で「水」を大切に使つていただくため、敷島浄水場をはじめ各水源施設を開設し、みんなの目で直接「水道の水」ができるまでの過程や各家庭へ水が送られる経路を見ていたります。この「水道週間」を機会に、もう一度「水」について考えてみましょう。

● 水道メーターを移すとき^{*}II家の増改築、物置や車庫などをつくるときは、メーターが屋内や床下にならないようにしてください。メーターは屋外の検針しやすい場所に移してください。
● 検針にご協力を^{*}水道メーターは、お宅で使つた水の量を計る大切なものです。いつも見やすい状態にしておくよう、ご協力ください。
● 水道局への届け出^{*}メーターボックスの上に物を置かない②ボックスの中は、ときどき掃除してください③犬は出入口やメーターボックスから離してつなぐなど心がけてほしいものです。
● 水道局への届け出^{*}水道局への届け出は、①引っ越しで行くとき②前に住んでいた人から引き続いでもう電話で結構です。
● 水道の用途が変わると^{*}水道の持ち主(所有者)が変わると⑥水道の用途が変わると⑤水道の用途が変わると④水道の用途が変わると③水道の用途が変わると②水道の用途が変わると①水道の用途が変わると⑦長い間留守にするなど、水道の使用を一時中止するときなどです。

水道の普及率を、各県別に見て

● 都道府県別の水道普及率

トップは東京の99・6%

● 市指定水道工事業者へ

お宅の水道が故障した場合、新設する場合は、市の指定水道工事業者へ依頼してください。市指定水道工事業者は、市の水道局にかわって水道工事をしてくれます。指定業者の標示板のかかけあります。業者は安心して頼めます。もぐり業者は「無届工事」となりますので迷惑をこうむることになりますので、お気をつけを。

● 市指

定水道工事

業者へ

依頼

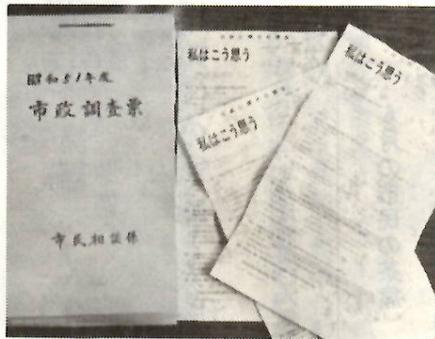
して

ください。

● 水道料金領収書をお持ちの上、市内の金融機関へ申し込めば、簡単になります。口座振替についての詳しいことは、市水道局営業課料金徴収係(電話2416-111内線三三三四)へお問い合わせを。

《市政調查結果報告》

私はこう思う



千人を対象に行われた市政調査

昭和三十六年から毎年実施している、市政調査、ことしも三月末日現在で、一般市民のうちから無作為で千人のかたを選び、いろいろとご意見を伺いました。回答いただいたのは、千人のうち四百人、回答率は四〇%でした。市では、この調査の内容を詳しく分析し、行政の各分野に十分に生かしていくことにしています。

公園をつくってほしい
警官派出所がほしい
七一 (七・五%)
七三 (七・八%)
七七 (八・二%)

市役所訪ねる回数は……

効果はなかった十一人（五七・九%）
わからぬ二人（一〇・五%）
順となっています。

緑の敵 アメリカシロヒトリの発生期です。前年発生した木には必ずといってよいほど発生、うがりしていると、樹木全体に広がってしまいます。全く嫌な虫 アメヒトコロ。

万一に備えて交通災害共済に

契約更新日7月1日。一日一円で保障

「交通戦争」の社会とまでいわれている今日——。市では万一一の

自治会を通じ申し込みを

までの一年九か月間となります。したがって入会の会費は、通常一年九か月分となります。すでに加入している人は、継続加入の

手続きをお忘れなく。また未加入の人はこの機会にぜひ加入を一お、次回（昭和五十四年）からは、加入契約日が四月一日で、共期間一年間の通常切り替えになります。

治会を通じてお配りした「加入申込書」に必要事項を記入し、会費を添えて自治会長さんにお申し込

みください。(市役所公告交通課でも受け付けます)

入会の会費は、一般が六百三十円、中学生以下0歳児までの人が四百二十円、身体障害者手帳を交付されている人も四百二十円、生活扶助世帯では、家族のうち一人と中学生以下三歳児までの人のが料となります。

共済期間は、七月一日から昭和五十四年三月三十一日までの一年九か月間。ただし、七月二日以後に加入の場合は、加入の翌月から有効となります。共済期間中に他へ転出しても期間満了までは有効

道路上で自動車、バイク、自転車に乗り運行中に発生した事故、または歩いていて、これらの車両等にはねられたり、ひかれたりした事故によるケガが共済の対象となります。

共済見舞金は、別表のように死亡七十万円から、ケガの程度によって見舞金が支給されます。

共済見舞金の請求は、①会員登録書②印かん③交通事故証明書④医療費の診断書⑤死亡した場合は、戸籍謄本と住民票の世帯全員の写しだす必要があります。請求期間は、事故にあった日から一年以内です。

交通災害見舞金の額		
等級	災害の程度	見舞金額
1級	死亡	70万円
2級	自賠法施行令別表の第1級から第5級までの傷害のもの。	40万円
3級	治療を要した期間が180日以上で、この間の治療実日数が90日以上のもの。	12万円
4級	治療を要した期間が50日以上で、この間の治療実日数が45日以上のもの。	8万5千円
5級	治療を要した期間が120日以上で、この間の治療実日数が60日以上のもの。	7万円
6級	治療を要した期間が90日以上で、この間の治療実日数が45日以上のもの。	5万5千円
7級	治療を要した期間が60日以上で、この間の治療実日数が30日以上のもの。	4万円
8級	治療を要した期間が30日以上で、この間の治療実日数が15日以上のもの。	2万5千円
9級	治療実日数が7日以上のもの。	1万5千円

早い発見 早い摘み取り

12日は会まい。せいか陰三

ラムト

□ 高枝切りハサミのご利用を
自治会長さん宅または町内の保健衛生協力会長さん宅、新市域では公民館、農協に「貸出用」として配置してあります。高い枝の処理みどり、枝切りなどのとき、お供りください。

昭和52年6月1日号

中央公民館では、成人学校第二期受講者を次のとおり募集します。

□対象者：市内に在住または在勤する十八歳以上の人（在学中の人は除きます）。

□科目・内容・定員：△日本画／「日本画入門」講師は日本画家沢野潔さん。定員五十人。△うたごえ／「樂しくうたおう」講師は群馬大学講師大沢精一さん。定員四人。

□期間：六月二十八日（火）から七月二十九日（金）まで。「日本画」は午後一時三十分から三時三十分まで。「うたごえ」「歴史」は午後六時三十分から八時三十分まで。

□会場：各科とも前橋市中央公民館。

成人大学講座

開設
準備会

●テーマは「現代の家庭と家族」

中央公民館では、今年の秋から「成人大学講座」の開設を予定していますが、その準備会を六月十四日、二十八日、七月十二日の三回（午後六時三十分～九時）開きます。講座テーマは「現代の家庭と家族」です。このテーマに関心をお持ちのみなさんといっしょに講座の方向や内容、運営のあたりを考えてみたいと思います。お気軽に参加してください。

定員は二十人。会場は中央公民館です。申し込みも同館（電話31番）であります。

6月の市民の茶席

今月は十五日（水）午前十時から午後三時まで中央公民館茶室（前庭の奥）で開かれます。今月の茶席当番は、前橋茶道会の磯貝宗繁さん。なお、来月は十五日（金）で当番は穴澤宗志さん。

楽しく学ぼう 成人学校2期生

募集

日本画・うたごえ・歴史



中央公民館でのうたごえ練習（昨年）

高前バイパスから前橋安中線を進み、まもなくして右折すると、目の前に緑濃い樹木が見える。このケヤキや杉の大樹にかこまれて、上野国總社神社が鎮座している。ここには多くの文化財が残されているが、今回は神社に所蔵されている「雲版」を紹介してみる。

「雲版」というのは、輪郭が雲形をしていることから、この名がつけられた仏教用具である。とくに鎌倉時代のはじめ、中国から禪宗とともに伝えられたもので、庫裡にかけて打ち鳴らし、食事や参禅などの時刻を知らせるのに使用したといわれているものである。総社神社にある雲版は大正年間

前橋市 文化歎



時を知らせるために打ち鳴らした雲版

に、境内にある四百八十年という老杉の根元から発見されたのである。銅製で大きさは縦四〇センチ、横三二センチ、厚さ〇・三センチ、一方の面だけに二重の縁取りなど造作がみられる。上方の菱形の突起にはつり下げ用の孔があり、腰にはくり込みがみられ、円形をした本体中央のやや下に蓮華を形

時代と申して差支えなき品……」と手紙で答えている。

この雲版は、境内から出土したもに、十六世紀後半に現地に移転した総社神社境内地の歴史を物語るものである。雲版の音が、禪僧の年代などを記した銘がないのは残念である。内務省史跡考査官であった柴田常恵氏は、この雲版の製作年代の

時代と申して差支えなき品……」と手紙で答えている。

この雲版は、境内から出土した

もに、十六世紀後半に現地に移転

した総社神社境内地の歴史を物語

るものである。雲版の音が、禪僧の

年代などを記した銘がないのは残

念である。

（昭和五十年県指定重要文化

財）

と手紙で答えていた。

この雲版は、境内から出土した

もに、十六世紀後半に現地に移転

した総社神社境内地の歴史を物語

るものである。雲版の音が、禪僧の

年代などを記した銘がないのは残

念である。

（昭和五十年県指定重要文化

財）

と手紙で答えていた。

この雲版は、境内から出土した

もに、十六世紀後半に現地に移転

した総社神社境内地の歴史を物語

るものである。雲版の音が、禪僧の

年代などを記した銘がないのは残

念である。

（昭和五十年県指定重要文化

財）

と手紙で答えていた。

この雲版は、境内から出土した

もに、十六世紀後半に現地に移転

した総社神社境内地の歴史を物語

るものである。雲版の音が、禪僧の

年代などを記した銘がないのは残

念である。

（昭和五十年県指定重要文化

財）

と手紙で答えていた。

この雲版は、境内から出土した

もに、十六世紀後半に現地に移転

した総社神社境内地の歴史を物語

るものである。雲版の音が、禪僧の

年代などを記した銘がないのは残

念である。

（昭和五十年県指定重要文化

財）

と手紙で答えていた。

この雲版は、境内から出土した

もに、十六世紀後半に現地に移転

した総社神社境内地の歴史を物語

るものである。雲版の音が、禪僧の

年代などを記した銘がないのは残

念である。

（昭和五十年県指定重要文化

財）

と手紙で答えていた。

この雲版は、境内から出土した

もに、十六世紀後半に現地に移転

した総社神社境内地の歴史を物語

るものである。雲版の音が、禪僧の

年代などを記した銘がないのは残

念である。

（昭和五十年県指定重要文化

財）

と手紙で答えていた。

この雲版は、境内から出土した

もに、十六世紀後半に現地に移転

した総社神社境内地の歴史を物語

るものである。雲版の音が、禪僧の

年代などを記した銘がないのは残

念である。

（昭和五十年県指定重要文化

財）

と手紙で答えていた。

この雲版は、境内から出土した

もに、十六世紀後半に現地に移転

した総社神社境内地の歴史を物語

るものである。雲版の音が、禪僧の

年代などを記した銘がないのは残

念である。

（昭和五十年県指定重要文化

財）

と手紙で答えていた。

この雲版は、境内から出土した

もに、十六世紀後半に現地に移転

した総社神社境内地の歴史を物語

るものである。雲版の音が、禪僧の

年代などを記した銘がないのは残

念である。

（昭和五十年県指定重要文化

財）

と手紙で答えていた。

この雲版は、境内から出土した

もに、十六世紀後半に現地に移転

した総社神社境内地の歴史を物語

るものである。雲版の音が、禪僧の

年代などを記した銘がないのは残

念である。

（昭和五十年県指定重要文化

財）

と手紙で答えていた。

この雲版は、境内から出土した

もに、十六世紀後半に現地に移転

した総社神社境内地の歴史を物語

るものである。雲版の音が、禪僧の

年代などを記した銘がないのは残

念である。

（昭和五十年県指定重要文化

財）

と手紙で答えていた。

この雲版は、境内から出土した

もに、十六世紀後半に現地に移転

した総社神社境内地の歴史を物語

るものである。雲版の音が、禪僧の

年代などを記した銘がないのは残

念である。

（昭和五十年県指定重要文化

財）

と手紙で答えていた。

この雲版は、境内から出土した

もに、十六世紀後半に現地に移転

した総社神社境内地の歴史を物語

るものである。雲版の音が、禪僧の

年代などを記した銘がないのは残

念である。

（昭和五十年県指定重要文化

財）

と手紙で答えていた。

この雲版は、境内から出土した

もに、十六世紀後半に現地に移転

した総社神社境内地の歴史を物語

るものである。雲版の音が、禪僧の

年代などを記した銘がないのは残

念である。

（昭和五十年県指定重要文化

財）

と

昭和52年6月1日号

今回昭和五十一年分所得税の特別減税が行われ、次の金額が還付されることになりました。本人は六千円、控除対象配偶者や扶養親族は一人につき三千円として計算した金額です。ただし、納めた昭和五十一年分の所得税額の方が少ないときは、その税額までとなります。還付方法とその手続きは次のことなります。

◆サラリーマンの場合

五十二年六月一日現在において、昨年と同じ会社に勤務しているサラリーマンは、およそ六・七月ごろ賞与や給与を受取るときに勤務先から還付されます。

◆事業所得者などの場合

事業所得者など確

定申告をして納税した人は、六月下旬ごろに税務署から還付を受けられる金額をお知らせします。

の際、同封された還付請求書に所要の事項を記入して、税務署に返送してください。

支払通知書が送られてきますから、この支払通知書によって郵便局で還付金を受取ることになります。

なお、還付請求書を提出されてから還付金を受取るまでに一、二か月かかる場合もあります。

所得税の特別減税

◆その他

給与の税金を源泉徴収で納め、

年未調整を受けているが、今年になつて五月末までに退職した人や、

年未調整を受けていない人などは、税務署へ還付請求をしてください。この場合、昭和五十一年分の確定申告書を提出していない人は、期限後の確定申告をしてください。このことは、税務署へお問い合わせください。

特別減税を受けることになつて、年末調整を受けることは、税務署へお問い合わせください。(所得税担当)

(前橋税務署)

冠婚葬祭簡素化シリーズ④



都丸甲子郎さん
簡素化はかなり浸透したと思

います。ある程度柔軟性をもたせているんですよ。強制的なや

うつかり納期限を過ぎてしまつても――

あなたが市税の納税通知書を受けとられたら、必ず納期限内に納めが生じます。

●うつかり納期限を過ぎてしまつても――

とにかく納期限を過ぎてしまつても――

そのままにしておくと、延滞金も増え、不利になります。

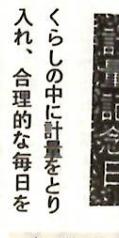
別事情のある人は、ご相談ください。

身体障害者介護人募集

市では、障害者(特に目の不自由な方)に付添つて介護してくれます。

介護人としての条件は、障害者

の福祉に熱意と理解を有し、日常



計量記念日
6月7日

◆その他

給与の税金を源泉徴収されたま

で、年末調整を受けていない人な

どは、税務署へ還付請求をしてく

ださい。この場合、昭和五十一年

分の確定申告書を提出していない

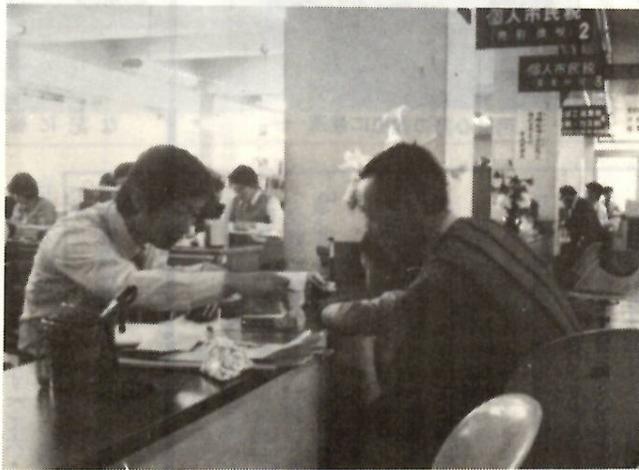
人は、期限後の確定申告をして

ください。このことは、税務署へお問い合わせください。

特別減税を受けることになつて、年末調整を受けることになつて、年末調整を受けていない人などは、税務署へ還付請求をしてください。この場合、昭和五十一年分の確定申告書を提出していない人は、期限後の確定申告をしてください。このことは、税務署へお問い合わせください。(所得税担当)

（前橋税務署）

税の窓



税についての相談はお気軽に――。

課税の内容については……

市県民税・市民税課第一係(普通徴収)内線三九・三五四・三八五)第二係(特別徴収)内線二六〇・二七〇)第四係(普通・農業所得)内線三九〇・二五八・三一四)

法人市民税・軽自動車税・市民税課第三係(内線五一七・二四五)固定資産税・都市計画税・資産税課土地係(内線三二八)家庭第一・第二係(内線三一七・二六三)償却資産係(内線三八八)管理係(内線三八四・四二一)国民健康保険税・保健課保険税係(内線二八四・二五七)管理係(内線二六五・五一一)納税組合係(内線二二五)

●納税は納期内に市税は、市民のみなさんの生活環境の整備、教育施設の充実、福祉の推進、道路の整備など、いろいろな面で使われる市の「行政財源」です。市税を滞納すると、多くの時間と経費を使って徴収しなければならず、市税を理解し、務めて立派に納税の義務を果していきます。

●便利で有利な納税方法

●口座振替制度

●前納報奨制度

●納税貯蓄組合への加入

●収税課徴収第一・第二係(内線二三四・二五七)管理係(内線二六五・五一一)納税組合係(内線二二五)

●便利で有利な納税方法

●口座振替制度

●前納報奨制度

●納税貯蓄組合への加入

●便利で有利な納税方法

●口座振替制度

●前納報奨制度

●納税貯蓄組合への加入

●便利で有利な納税方法

●口座振替制度

●前納報奨制度

●納税貯蓄組合への加入

●便利で有利な納税方法

●口座振替制度

●前納報奨制度

●納税貯蓄組合への加入

●便利で有利な納税方法

郵政省では、全国の小・中学生を対象に「簡易保険の作文コンクール」を行います。応募格は、**簡易保険作文コンクール**作品募集

文の長さは四百字詰原稿用紙五枚以内。応募希望のかたは、六月三十日までに前橋税務署へお送りください。入選発表は十月に行われます。

郵政省では、全国の小・中学生を対象に

